

# 令和4年度建設工事一般競争（指名競争）参加資格審査申請書記入要領

建設工事入札参加資格審査申請書等は、建設業法に基づく許可を受けた業者で、同法第27条の23の経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けているもののうち、令和4年度において八幡浜市の発注する建設工事に係る競争参加資格の審査を希望する者から提出されるものであり、この申請書等の提出のない者の競争参加は認められませんから、希望者は、下記事項に留意して申請書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

## 記

- 1 提出期限 令和4年2月4日（金）
- 2 提出部数 1部
- 3 提出先 八幡浜市総務企画部財政課 契約検査室契約係
- 4 一般的記入事項
  - (1) この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて提出日現在で記入してください。
  - (2) この申請書に手書きで記入する場合は、インク又はボールペンで丁寧に記入してください。
  - (3) 数字はアラビア数字（0、1、2、3、・・・）を用いてください。
  - (4) 本申請書の作成及び提出等を行政書士等に委任する場合は、様式第1号下段の申請事務担当者欄に事務所名等を記入してください。
  - (5) 該当がない項目は「該当なし」と記入してください。
- 5 建設工事一般競争（指名競争）参加資格審査申請書記入上の留意点

### ○1の欄

平成17年3月28日以降で、初めて八幡浜市に対して参加資格審査申請を行う場合は「1（新規）」を、参加資格審査申請を行ったことがある場合は「2（更新）」を記入してください。

○ 2 の欄

法人企業の場合は「1（法人）」を、個人企業の場合は「2（個人）」を記入してください。

○ 3 の欄

4 の欄の読みをカタカナで記入してください。なお、企業形態の略号の読みは、省略してください。

○ 4 の欄

法人企業の場合は企業形態を次の略号により記入してください。

株式会社・・・(株)、有限会社・・・(有)、合名会社・・・(名)

合資会社・・・(資)、合同会社・・・(合)、協同組合・・・(協組)

企業組合・・・(企組)

○ 5 の欄

代表者について、法人企業の場合は「代表取締役」「取締役社長」等役職名を、個人企業の場合は、特に定めていない場合は「代表者」と記入してください。

○ 6 の欄

代表者の氏名を記入してください。

○ 7 の欄

主たる営業所〈本店〉の郵便番号を「000-0000」の形で記入してください。

○ 8 の欄

主たる営業所〈本店〉の所在地を都道府県名から記入してください。

○ 9 の欄

主たる営業所〈本店〉の電話番号を「〈市外局番〉－〈市内局番〉－〈加入者番号〉」の形で記入してください。

○ 10 の欄

主たる営業所〈本店〉のFAX番号を「〈市外局番〉－〈市内局番〉－〈加入者番号〉」の形で記入してください。

○ 11 の欄

八幡浜市が発注する工事の見積及び入札に関する件並びに請負契約の締結等を委任する場合は「1（有り）」を、委任しない場合は「2（無し）」を

記入してください。

○12の欄

主たる営業所〈本店〉の住所が八幡浜市内にある場合は「1」を、八幡浜市外で愛媛県内にある場合は「2」を、それ以外は「3」を記入してください。

※ 13～20の欄は11の欄で「1」と記入した場合のみ記入してください。

○13の欄

14の欄の読みをカタカナで記入してください。

○14の欄

八幡浜市が発注する工事の見積及び入札に関する件並びに請負契約の締結等に関して委任を受けた者（以下「受任者」という）が配属されている営業所・支店等（以下「委任を受けた営業所等」という）の名称を記入してください。

○15の欄

受任者の役職名を記入してください。

○16の欄

受任者の氏名を記入してください。

○17の欄

委任を受けた営業所等の郵便番号を「000-0000」の形で記入してください。

○18の欄

委任を受けた営業所等の所在地を都道府県名から記入してください。

○19の欄

委任を受けた営業所等の電話番号を「〈市外局番〉－〈市内局番〉－〈加入者番号〉」の形で記入してください。

○20の欄

委任を受けた営業所等のFAX番号を「〈市外局番〉－〈市内局番〉－〈加入者番号〉」の形で記入してください。

○21の欄

許可区分、許可番号を記入してください。

許可区分を○で囲んで許可日・有効期限等について年月日を記入してくだ

さい。

#### ○22の欄

この申請書を提出の際に添付する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）の審査基準日を記入してください。

#### ○23の欄

##### ・希望業種の欄

審査を希望する業種に○を記入してください。ただし、許可を受けている業種に限ります。

##### ・許可業種の欄

許可を受けている業種で許可区分が特定のものは「1」を、一般のものは「2」を記入してください。

##### ・総合評定値の欄

経営規模等評価を受けているものすべて（審査を希望するしないにかかわらず）の総合評定値を記入してください。

##### ・年間平均完成工事高の欄

経営規模等評価を受けているものすべて（審査を希望するしないにかかわらず）の完成工事高（直近の総合評定値請求の際、3年平均工事高で申請している場合は3年平均完成工事高を、2年平均工事高で申請している場合は2年平均完成工事高）を記入してください。

##### ・技術職員数、主任技術者、監理技術者の欄

恒常的に雇用している社員の中から、それぞれの資格を有する者の人数を記入してください。なお、主任技術者・監理技術者については実務経験等を含む有資格者全ての人数を記入してください。

※ 主任技術者と監理技術者は重複してもかまいません。

#### ○24の欄

創業後、最初に受けた建設業の許可（登録）、組織変更等の事項を詳しく記入してください。

#### ○25の欄

創業から（建設業の許可（登録）を受けてから）申請日までの営業年数を記入してください。

また、事業所全体の従業員の数（役員含む）及び委任を受けた営業所等

がある場合は、その従業員（役員含む）の人数を記入してください。

○26の欄

吸収合併・新設合併したことがあれば、最新の合併年月日等を記入してください。

○27の欄

金融機関名は支店まで記入し、普通預金、当座預金のうち該当するものを○で囲んでください。

○28の欄

雇用保険、健康保険、厚生年金保険、建設業退職金共済、中小企業退職金共済、特定退職金共済、厚生年金基金の加入状況について該当するものを○で囲んでください。

□社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）について

(1) 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）が「加入している」、「適用除外」の事業者は、加入状況に関する提出書類は不要です。経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認を行います。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった事業者は、「加入している」又は「適用除外」を○で囲み、当該事実を証する書類を添付してください。

○29の欄（市内業者のみ記入）

建設業許可を受けた際に経營業務の管理責任者として申請した者の氏名を記入してください。

○30の欄

A欄には、申請日現在における常用雇用労働者等の数（役員を含む）を記入してください。

B欄には、申請日現在における障害者である常用雇用労働者等の数を記入してください。

C欄の障害者雇用率は、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切捨て）まで記入してください。

なお、障害者雇用率が2.3%を超える場合は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条第1項に規定する身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況の報告書の写し（公共職業安定所の受付印を押印したもの）を添付してください。

#### ○31の欄

I S Oの取得状況について、記入してください。

#### ○32の欄

平成29年度～令和3年度（令和3年12月31日）の5年間に次の表彰受賞歴がある場合に、その表彰名と受賞年月日を記入してください。（該当する場合は、表彰状の写しを添付してください。）

また、①～⑤の表彰については、表彰対象となった工事の業種及び工事名についても記入してください。

- ① 愛媛県優良建設工事知事表彰
- ② 四国地方整備局優良工事表彰
- ③ 四国地方整備局安全工事表彰
- ④ 四国地方整備局各河川国道事務所優良工事表彰
- ⑤ 四国地方整備局各河川国道事務所安全工事表彰
- ⑥ 建設業退職金共済制度普及協力者表彰

（（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰）

- ⑦ 雇用改善優良事業所表彰

（厚生労働大臣、知事表彰及び（一社）愛媛県建設業協会会長表彰）

- ⑧ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰

（厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰）

- ⑨ 障害者雇用優良事業所表彰

（厚生労働大臣、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事及び（社）愛媛高齢・障害者雇用支援協会会長表彰）

#### ○33の欄

過去2年間（令和2年1月1日～令和3年12月31日）において、国、県、市町村、公益法人、建設産業団体連合会が主催する地域貢献活動（災害時における地域貢献活動を除く。）へ参加した場合に、その活動状況について記入し、活動回数を記入してください。

例) 河川や道路等の清掃活動、河川や道路等の災害パトロール、交通安全推進運動への協力、高校生現場実習の受入等

※ いずれも、国、県、市町村、公益法人、建設産業団体連合会が主催するものに限ります。

該当する場合は、実施機関が証明する「地域貢献活動の実績調書（災害時における地域貢献活動を除く。）」を添付してください。

なお、必要事項を証明している既存の様式が存する場合は、当該様式により代用することができます。

#### ○34の欄

過去2年間（令和2年1月1日～令和3年12月31日）において、災害時に市町村に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて災害ボランティアとして参加した場合に、その活動の状況について記入し、活動日数を記入してください。

該当する場合は、実施機関（市町村長、市町村災害対策本部長、市町村社会福祉協議会長、ボランティアセンター長等公的な証明ができる者）又は公益法人である建設業関係団体（愛媛県建設産業団体連合会を含む。）が証明する「災害時における地域貢献活動の実績調書」を添付してください。

なお、必要事項を証明している既存の様式が存する場合は、当該様式により代用することができます。

#### ○35の欄

過去2年間（令和2年1月1日～令和3年12月31日）に入札参加資格停止措置又は建設業法に基づく監督処分を受けている場合にはその内容を記入してください。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は、できるだけ簡潔に記入してください。

#### ○36の欄

「営業所専任技術者の工事種別等」の欄は、建設業許可を受けている業種において営業所専任技術者である者は、当該業種及び専任する営業所名を記入してください。（建設業許可申請書類様式第8号に記載している営業所名、氏名）

直近の経営事項審査の審査基準日時点において、建設業法（昭和24年法

律第100号)第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(基幹技能者)であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合は事業主を含む。)について記入してください。

「建設業法の規定に基づく資格(～技士)」及び「建築士」の欄は、それぞれ保有する資格の欄に○印を付してください。

「CPDS取得単位数」の欄は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が実施している継続的専門能力開発システムの取得単位数を記載してください。

また、市内業者については、次の①～④を添付して下さい。

- ① 監理技術者資格者証を有する者は、同資格者証の写し
- ② 技術検定合格証明書、免許証等の写し
- ③ (一社)全国土木施工管理技士会連合会会長が発行するCPDS学習履歴証明書の写し
- ④ ここに記入した者の健康保険証(国民健康保険を除く)の写し  
国民健康保険の者は、会社との恒常的な雇用関係を証明する雇用関係証明書を添付してください。

なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号等については、個人情報保護の観点から必ずマスキングをしてください。

#### ○37の欄

市内業者については、次に掲げる建設機械のうち、直前の事業年度の終了の日において単独保有又は3年以上のリースをしているものを記入してください。(共同保有、3年未満の短期リース、レンタルによるものは除く。)

- ① 建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定する建設機械
- ② 建設業の用に供する船舶(独航機能を有するものも含む。)

なお、「名称」欄には、建設機械抵当法施行令別表の「名称」のうち、該当するもの(船舶の場合は一般的な名称)を記入し、「種類」欄には、メーカー、型式、固有名称等を記入してください。

また、保有状況を証明する書面として、固定（減価償却）資産台帳の写しに加え、次の書面を添付してください。

〔建設機械（購入の場合）〕

車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本（登記事項証明書）建設機械打刻検認証明書等

〔建設機械（リースの場合）〕

リース契約書等

〔船舶〕

船舶検査証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書等

**参 考**

○建設機械抵当法施行令（抜粋）

別表〔第一条・第一三条〕

種 類	名 称	範 囲
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの
	ペーパードレーンマシン	
	大口径掘削機	スクリー式でないもの
	アースオーガー	
	地下連続壁施工用機械	
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの
	機関車	
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの
	タワークレーン	
	デリッククレーン	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの
	エレベーター	
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの
	ドリルジャンボ	鑿（さく）岩機を支持するアームが二本以上のもの
	クローラードリル	
7 トンネル機械	たて坑掘進機	
	トンネル掘進機	
	シールド掘進機	
	ずり積み機	
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの
	スタビライザー	
	アグリゲートスプレッター	
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの
	タイヤローラー	

	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽（けん）引式のものにあつては自重が二トン以上のもの
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリュウウォッシャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの
	コンクリートプレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	アスファルトクッカー	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの
	コンクリートペーパー	装軌式のもの
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの
	砕岩船	独航機能を有しないもの
	起重機船	
	くい打ち船	
	コンクリートミキサー船	
	サンドドレーン船	
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの
	作業台船	
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの
	発動発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの